



熊本県公報

第 1 1 9 9 4 号

平成 23 年 3 月 22 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更..... (森林保全課) 1
- 植木都市計画下水道事業植木公共下水道の事業計画変更..... (下水環境課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 3
- 都市計画事業の認可..... (都市計画課) 3
- 家畜伝染病検査の実施..... (畜産課) 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... (高齢者支援課) 5
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... (") 5
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (") 5
- 城南都市計画下水道事業城南公共下水道の事業計画変更..... (下水環境課) 5
- 公平委員会受託の廃止..... (市町村総室) 6
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 6
- 道路の供用開始..... (") 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示..... (森林保全課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出..... (商工振興金融課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出..... (") 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出..... (") 8
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく情報提供手数料の額..... (情報企画課) 8
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料の額..... (") 9
- 県営土地改良事業計画の変更..... (農村計画・技術管理課) 9

告 示

熊本県告示第 2 8 7 号
 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成 2 3 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
菊池市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 植木都市計画下水道事業植木公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成15年11月21日から平成28年3月31日まで

熊本県告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
東央訪問介護ステーション 熊本市戸島七丁目7番91号	東央株式会社	平成23年3月15日

熊本県告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
東央訪問介護ステーション 熊本市戸島七丁目7番91号	東央株式会社	平成23年3月15日

熊本県告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
東央デイサービス 熊本市戸島七丁目7番91号	東央株式会社	平成23年3月15日

熊本県告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
東央デイサービス 熊本市戸島七丁目7番91号	東央株式会社	平成23年3月15日

熊本県告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊池よかとこデイ 菊池市隈府字町104番地	社会福祉法人不動産会	平成23年3月15日

熊本県告示第294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊池よかとこデイ 菊池市隈府字町104番地	社会福祉法人不動産会	平成23年3月15日

熊本県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・67号花園池亀線
- 3 事業施行期間 平成23年3月22日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市花園2丁目及び5丁目地内
使用の部分 熊本県熊本市花園5丁目地内

熊本県告示第296号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ふそ病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公示する。
平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 実施の目的
ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ふそ病及びひな白痢の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握することで、畜産の振興を図る。
- 2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施区域	実 施 期 日
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	美里町	平成23年 5月11日から平成23年11月18日まで
	嘉島町	平成23年 5月11日から平成23年11月18日まで
	甲佐町	平成23年 5月11日から平成23年11月18日まで
	益城町	平成23年 5月11日から平成23年11月18日まで
	山都町	平成23年 5月11日から平成23年11月18日まで
	菊池市	平成23年 4月11日から平成23年 7月15日まで
	〃	平成23年 9月 5日から平成24年 3月16日まで
	山鹿市	平成23年 4月11日から平成23年 7月15日まで
	〃	平成23年 9月 5日から平成24年 3月16日まで
	合志市	平成23年 4月11日から平成23年 7月15日まで
	〃	平成23年 9月 5日から平成24年 3月16日まで
	産山村	平成23年 5月 9日から平成23年10月31日まで
	南阿蘇村	平成23年 5月 9日から平成23年10月31日まで
高森町	平成23年 5月 9日から平成23年10月31日まで	
錦町	平成23年 5月 9日から平成23年 6月27日まで	
馬伝染性貧血検査	美里町	平成23年 9月 1日から平成23年11月30日まで
	氷川町	平成23年 9月 1日から平成23年11月30日まで
	山都町	平成23年 9月 1日から平成23年11月30日まで

	荒尾市 菊池市 阿蘇市 阿蘇郡全域 あさぎり町	平成 23 年 10 月 3 日から平成 23 年 11 月 30 日まで 平成 23 年 10 月 3 日から平成 23 年 11 月 30 日まで 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日まで 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日まで 平成 23 年 7 月 4 日から平成 23 年 7 月 22 日まで
ふそ病検査	八代市 山鹿市 阿蘇市 〃 阿蘇郡内全域 〃	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日まで 平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで 平成 23 年 9 月 1 日から平成 23 年 11 月 28 日まで 平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで 平成 23 年 9 月 1 日から平成 23 年 11 月 28 日まで
ひな白痢検査	山鹿市 南関町 高森町 人吉市 山江村	平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 2 月 28 日まで 平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 2 月 28 日まで 平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで 平成 23 年 4 月 11 日から平成 23 年 6 月 10 日まで 平成 23 年 4 月 11 日から平成 23 年 6 月 10 日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

3 実施対象家畜の種類及び範囲

検査の種類	範囲	摘 要
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されている馬	
ふそ病検査	実施区域内で飼養され、転飼されるみつ峰	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	(1) 生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 月齢又は推定年齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊	

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、ブルセラ急速診断用菌液及び血清による急速凝集反応法により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。
- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) ふそ病検査は、蜂群について肉眼的及び塗抹標本を染色し、鏡検により細菌を検査する。
- (6) ひな白痢検査は、ひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (7) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては独立行政法人動物衛生研究所においてウエスタンブロット法により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することができる。

熊本県告示第297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センター花音 下益城郡美里町遠野字西立道19 20番地2	社会福祉法人西照福祉会	平成23年3月15日

熊本県告示第298号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ひかりの庭居宅介護支援事業所 玉名郡南関町大字久重545番地	株式会社ひかりの庭	平成23年4月1日

熊本県告示第299号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションいこい 熊本市出水六丁目22番23号	有限会社ライフ・アシスト	平成23年5月6日

熊本県告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。
平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 城南都市計画下水道事業城南公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成5年熊本県告示第230号、平成9年熊本県告示第149号、平成13年熊本県告示第561号、平成16年熊本県告示第766号及び平成21年熊本県告示第210号の事業地に、熊本市城南町阿高字西迫、字竹下、字東原、字西原、字亀甲、字八反畑、字円字、字東迫及び字大坪並びに東阿高字八ツ尾、字無田、字千々屋寺、字飛尾、字山口、字南飛尾、字竹部原、字城山、字一ノ尾及び字一位田を加え、熊本市城南町阿高字穴町、字古川及び字中日焼、東阿高字前田、下宮地字新田、字三ツ石、字向権現及び字沢水、沈目字井龍、字迎原及び字新畑、舞原字東、字吉野原及び字出水原、築地字打上、今吉野字丸山、宮地字鬼熊、永字外皿、碓字山城、字新道、字前田、字長島及び字北折、島田字屋敷、六田字大工免、字能無、字上亀坂及び字下亀坂、下宮地字能無並びに限庄字深町において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間
平成5年3月17日から平成28年3月31日まで

熊本県告示第301号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、平成23年3月31日をもって玉名市玉東町病院組合と熊本県との間の公平委員会の事務の受託を廃止する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月22日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	長原川野線	上益城郡山都町下川井野 1327番1地先から 同町田所 92番3地先まで	509.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年3月23日

熊本県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月22日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	熊本市植木町清水字百手 4507番5地先から 同所 4507番15地先まで	92.0	道路法 第24 条工事 (広域 農道の 取付)

2 供用を開始する期日 平成23年3月24日

公 告

熊本県公告第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲佐町役場に掲示する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

I 所在の不分明な者の氏名

井芹 用吉、井芹 円作、渡邊 武男、渡邊 萬八、田上 靖、西村 士サミ、増田 シツ、本田 実治

II 通知の趣旨

I) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

II) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年2月14日付け熊本県告示第153号による。

熊本県公告第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福原字婦多ノ免1028番1
285.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字平田又1328番地
安尾 洋二

熊本県公告第145号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス山鹿店
山鹿市鹿校通一丁目1番24号
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
変更前 山鹿市方保田3504番地1
変更後 熊本市梶尾町1745番地51
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
変更前 サンクスジャパン株式会社
変更後 ダイレックス株式会社
- 3 変更の年月日
(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
平成21年7月30日
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
平成20年6月21日（ダイレックス株式会社を存続会社、サンクスジャパンを消滅会社とする吸収合併のため）
- 4 届出年月日
平成23年2月25日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び鹿本地域振興局総務振興課
(2) 縦覧期間
平成23年3月22日から平成23年7月22日まで

熊本県公告第146号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス山鹿店
山鹿市鹿校通一丁目1番24号
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
変更前 午前10時
変更後 午前9時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後10時30分まで
変更後 午前8時30分から午後10時30分まで
- 3 変更する年月日
平成23年3月1日
- 4 変更する理由
営業政策のため
- 5 届出年月日
平成23年2月25日

- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成23年3月22日から平成23年7月22日まで

熊本県公告第147号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大津店
菊池郡大津町大字大津字鍛冶ノ上1286番1号ほか
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
変更前 午前10時
変更後 午前9時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後10時30分まで
変更後 午前8時30分から午後10時30分まで
- 3 変更する年月日
平成23年3月11日
- 4 変更する理由
営業政策のため
- 5 届出年月日
平成23年2月25日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び菊池地域振興局総務振興課
平成23年3月22日から平成23年7月22日まで

熊本県公告第148号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年熊本県条例第70号）第3条第3項の規定により、次のとおり情報提供手数料の額を承認したので、熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則（平成16年熊本規則第1号）第6条の規定により公告する。
平成23年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 情報提供手数料
情報提供手数料は、協定書を取り交わした署名検証者又は団体検証者ごとに徴収する。
(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第17条第1項第1号に掲げる者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続IT利用法」という。）第2条第2号のハに掲げるものが署名検証者の場合の情報提供手数料は、無料。
(2) 公的個人認証法第17条第1項第1号に掲げる者で、行政手続IT利用法第2条第2号のハに掲げるもの以外の行政機関等及び公的個人認証法第17条第1項第2号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、次のとおり。
ア CRL提供方式及びOCSP提供方式による失効情報の提供に係る手数料
(ア) 毎日全都道府県認証局の失効情報を取得する場合は、年間3,500,000円（以下「年額」という。）
(イ) 1年のうち決まった日数のみ全都道府県認証局の失効情報を取得する場合は、「事務費用（年間100,000円）」及び「年額に、失効情報を取得した期間を200で除して得た数を乗じて得た額」の合計額
ただし、得られた額の端数処理については、1,000円未満を切り捨てた額とする。
(ウ) (ア)及び(イ)ともに特定の全都道府県認証局の失効情報のみを取得する場合は、「事務費用（年間100,000円）」及び「(ア)及び(イ)により算出した額から事務費用を除いたそれぞれの額に、当該全都道府県認証局数を47で除して得た数を乗じて得た額」の合計額
ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。
(ア)の場合については、10,000円未満を切り上げた額
(イ)の場合については、1,000円未満を切り上げた額
イ 失効情報ファイルの提供に係る手数料は、1日かつ1全都道府県当たり700円
複数署名検証者等による共同運営の電子申請システムの場合は、主たる署名検証

- 者等(代表者)から一括徴収することができる。
- (3) 公的個人認証法第17条第1項第3号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額
 - (4) 公的個人認証法第17条第1項第4号及び第5号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額
 - (5) 公的個人認証法第17条第1項第6号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額
 - (6) 公的個人認証法第17条第5項第1号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額
 - (7) 公的個人認証法第17条第5項第2号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額
- 2 適用期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

熊本県公告第149号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年熊本県条例第70号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公告する。
平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

電子証明書発行手数料

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間の手数料
条例第2条第1項に規定する電子証明書の発行手数料 1件当たり500円

ただし、次の場合においては、発行手数料を無料とする。

- 1 住民基本台帳法に定める「軽微な修正」に伴い、電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なることについて、住民から発行申請があった場合における再発行
- 2 担当者（市町村窓口及び財団法人自治体衛星通信機構）の操作誤り等による失効があった場合における再発行
- 3 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより第12条失効があった場合における再発行
- 4 越県合併の場合における再発行
- 5 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
- 6 市町村職員が受付窓口端末を用いて都道府県認証局と導通確認を行う場合において
 - (1) 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行
 - (2) 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行
- 7 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行
- 8 その他、利用者の責に帰すことができない事由による失効の場合における再発行
- 9 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行

熊本県公告第150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営六十丁地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成23年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営六十丁地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年3月23日から平成23年4月19日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所